

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 総務課・総務係

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 特別定額給付金 給付対象者名簿 | |
| 行政機関等の名称 | 新温泉町長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 特別定額給付金給付事務 | |
| 記録項目 | 1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 続柄、6 給付金額、7 口座情報 | |
| 記録範囲 | 特別定額給付金 給付対象者 | |
| 記録情報の収集方法 | 住民基本台帳システム（住民情報） | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名称）新温泉町役場 総務課 | |
| | （所在地）〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル） |
| | 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | — | |
| 備考 | | |

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 総務課・総務係

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 個人情報ファイルの名称 | 生活応援クーポン券 配布対象者名簿 | |
| 行政機関等の名称 | 新温泉町長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務課 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 生活応援クーポン券配布事務 | |
| 記録項目 | 1 氏名、2 住所、3 世帯識別 | |
| 記録範囲 | 生活応援クーポン券 配布対象者 | |
| 記録情報の収集方法 | 住民基本台帳システム（住民情報） | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | — | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名称）新温泉町役場 総務課 | |
| | （所在地）〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | — | |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル） |
| | 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | — | |
| 備考 | | |

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日